平成２３年（フ）第４０５号
埼玉県比企郡滑川町月の輪１丁目28番地６　サンクワイエットつきのわ106
債務者　清水　美江（旧姓髙橋）
１　決定年月日時　平成23年10月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１７５号
千葉県銚子市愛宕町2968、住民票上の住所千葉県銚子市黒生町6860番地　鈴木アパート１号
債務者　伊藤　洋子
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第４４１号
神奈川県座間市相武台１丁目16番地の３
債務者　宗藤ヨキ子（旧姓掛川）
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４４７号
相模原市南区麻溝台８丁目35番地18号、住民票上の住所神奈川県座間市小松原２丁目39番24号
債務者　石倉　　潤
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４５８号
相模原市緑区三ケ木1626番地１　パーソナルマンション102号
債務者　安部千鶴子（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４５９号
相模原市中央区陽光台１丁目７番21号　ファミール陽光台Ｂ201
債務者　稲葉　陵二
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４６０号
相模原市中央区陽光台１丁目７番21号　ファミール陽光台Ｂ201
債務者　稲葉　一子
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４６６号
相模原市緑区二本松１丁目９番25号
債務者　仁平　士郎
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７３号
新潟県加茂市都ケ丘６番３号
債務者　小川　裕司
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第８５号
福岡県行橋市大字矢留803番地１　東流末第３団地２号
債務者　平野　祐樹
１　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
長崎県諫早市宗方町197番地１
債務者　野村　浩一
１　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
北海道夕張市清水沢宮前町39番地
債務者　田森美以子
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第９２号
北海道岩見沢市南町５条２丁目２番６号　コスモハイツ202
債務者　小林　千春（旧姓附田）
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第９３号
北海道岩見沢市６条東11丁目44番地　レインボーハイツＡ１
債務者　小山　友幸
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第５５号
山形県鶴岡市千石町14番８－２号
債務者　伊藤まさ子
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第４２７号
神奈川県南足柄市関本870番地１
債務者　藤木　正剛
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５５２号
神奈川県平塚市横内3931番地　県営横内アパート８－401
債務者　山形　武男
１　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部